

○鹿児島市火災予防条例指導基準

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
(鹿児島市火災予防条例第33条～38条の3)

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加
(鹿児島市火災予防条例第39条～第46条)

条 項			事 項	指 導 基 準
条	項	号		
33	1		指定数量未満の危険物	<p>危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を同一場所に分散して設ける場合の数量は、次のとおり扱うものとする。</p> <p>(1) 屋内で、設置間隔が20メートル以内のものは合算する。ただし、次の条件に適合する場合は、当該場所を一の貯蔵、取扱場所として差し支えない。</p> <p>ア 危険物を取り扱う設備（移送するための配管を除く。）の周囲に幅3メートル以上の屋内空地が保有されていること。ただし、当該設備から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（常時閉鎖式の特定防火設備に限る。以下イにおいて同じ。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合は、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の屋内空地が保有されていること。</p> <p>イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。</p> <p>(2) 屋外で、設置間隔が10メートル以内のもの（タンクを除く。）は合算する。</p>
33	1	3	必要な措置	<p>貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。</p>

3 3	1	4	当該危険物の性質に 適応し	危険物の規制に関する規則別表第3及び別表第3の2に掲げる運搬容器が最適である。
3 4 の2	1	9	相互に近接して	1メートル以上の空間を保有すること。
3 4 の2	1	9	接触又は混合しな いような措置	腐食するおそれのない不燃材料による隔壁又は区画をいう。
3 4 の2	1	1 2	防火上有効な隔壁	不燃材料以上の隔壁または塗装室を設けたもの。
3 4 の2	1	1 6 ア	これと同等以上で あると認められる 容器	総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器と同一の意味 また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器 等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であ ると認められるときは、第38条の3の基準の特例を適用し、危険物の規制に関する規則第39条の3第1 項ただし書と同様の扱いとすることができる。
3 4 の2	2	1	見やすい箇所	防油堤等の囲いに標識等を付置する場合には、囲いの機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。
3 4 の2	2	2	防止できる構造	別図による。
3 4 の2	2	4	直火を用いない構 造	ステンレス管・鋼管・鉄管の密閉管に電熱・蒸気等の熱源を収納して加熱する構造によるほか熱風乾燥等 をいう。
3 4 の2	2	4	防火上安全な場所	危険物に引火した場合でも他への影響がない場所。例えば当該設備が耐火区画された室内に設けられか つ、自動消火設備が設けられた場合などをいう。

34 の2	2	4	火災を防止するための附帯設備	過熱防止の自動制御装置、爆発混合気体の生成を防止するための不燃性ガス封入装置等により引火、着火を防止できる設備をいう。
34 の2	2	5	安全装置	異常に圧力が上昇した場合、完全弁、破壊板等の作動により圧力を安全に放出する装置をいう。
34 の2	2	7	電気工作物に係る法令	電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）等をいう。
34 の2	2	8	静電気を有効に除去する装置	室内の空気の湿度を高くするか、又はR Iを用いて空気をイオン化することと静電気を発する金属をアースすることを併用することなどをいう。
34 の3	2	1	防火上有効な塀	高さ2メートル以上の不燃材料で作った塀とし、危険物施設の高さが2メートルをこえる場合は、当該施設の高さ以上とする。
34 の3	2	2	流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物を取扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法 2 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法 3 パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの等がある。
34 の3	2	2	浸透しない材料	コンクリート・モルタル舗装等
34 の3 の2	1	4	堅固に造る	架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によつて生ずる応力に対して安全であることをいう。
34 の3	1	1	不燃材料で造られ又は覆われたもの	室内全面内装が原則である。ただし、やむを得ない場合に限り少量危険物を貯蔵又は取扱っている部分から水平距離5メートル以内の部分の不燃材料で内装仕上げとすることができる。金属製ロッカーは貯蔵庫と

の2 34 の3 の2 34 の3 の2 34 の3 の2	1	2	防火戸	<p>して認めてよい。ただし、ロッカー外で取扱う場合は前記による内装が必要である。</p> <p>少量危険物貯蔵庫に設ける防火戸は木枠に両面金属板を張ったものでもよい。</p>
34 の3 の2 34 の3 の2	1	3	浸透しない構造	<p>コンクリート・モルタル舗装等</p>
34 の3 の2	1	5	換気設備	<p>換気設備は自然換気又は動力換気のいずれでもよいが、危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取扱う場所に応じてその目的が十分達せられるものを設けること。</p> <p>換気口又は排気ダクト等による図例</p>
34	1	6	排出する設備	<p>屋外の高所に強制的に排出する設備を設けること。この場合、蒸気等を排出する場所については、火気使</p>

の3				用設備の有無等も十分考慮すること。
の2				
34	2		タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準	複数のタンクを設ける場合の設置間隔が1メートル以上のものは、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として差し支えない。 この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができる。
の4				
34	2	1	同等以上の機械的性質を有する材料	ステンレス鋼板・アルミ合金板・鉄鋼板等をいう。
の4				
34	2	1	気密に	フローティングゲージの孔・タンクマンホールや通気管等の設置を禁じているものではない。
の4				
34	2	4	有効な安全装置	異常に圧力が上昇した場合、安全弁、破壊板等の作動により圧力を安全に放出する装置をいう。
の4				
34	2	4	有効な通気管又は通気口	1 40リットル以下のタンクにあつては、通気口とすることができる。 2 通気管の内径は20ミリメートル以上とし、高さは地上（当該危険物の取扱者以外のものが出入りする屋上に設ける場合は屋上面）から2.5メートル（引火点40度以上の危険物の場合1.5メートル）以上とすること。 3 屋内に設ける引火点70度未満の危険物の場合、通気管の先端を屋外に（出入口、窓等の開口部又は火を使用する設備の給排気口より1メートル以上離して）設けること。屋内に設ける引火点70度以上の危険物の場合、引火防止網付の通気口とすることができる。 4 通気管の先端は、水平より45度上下向きとすること。
の4				
34	2	5	引火を防止するための措置	通気管・通気口ともに、30～40メッシュ程度の銅又はステンレスの網等を取付けること。
の4				

3 4 の 4	2	6	自動的に表示する装置	フロート式液面計、エアージェット式液面計、電気式計量装置等がある。
3 4 の 4	2	7	火災予防上支障のない場所	原則として屋外とし、付近に火気使用設備がなく避難上も支障のない場所であること。屋内に設ける場合は火気使用場所と防火上有効にしゃへいされた場所。ただし、直接タンクに注入するもの又は燃料タンク登載形の内燃機関の注入口は除く。
3 4 の 4	2	1 0	流出を防止するための有効な措置	<p>次により、タンクの周囲に防油堤を設けること。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート製、鋼製又はステンレス等の金属製のもので造つてあること。</p> <p>(2) タンク容量以上の量を収納できること。</p> <p>なお、複数のタンクを包含するように設ける場合は、包含されるタンクのうち、最大のものの容量以上を収納できるものとする。この場合、配管の破損等による流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作等によつて、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。</p> <p>(3) 雨水等のたまるおそれのあるものは、閉止弁付きの水抜口があること。</p> <p>(4) タンクと防油堤の間隔は、タンクの高さの5分の1以上（最小おおむね40センチメートル以上）とすること。</p> <p>(5) タンクの高さは防油堤内の底面又は床面から測定すること。</p>
<p>※ <u>上記(1)及び(2)の基準について、令和3年7月1日時点で、現に設置され、又は設置工事中の防油堤は、なお従前の例による。</u></p> <p>【従前の基準】</p> <p><u>(1) コンクリート・コンクリートブロック・金属又はこれと同等以上のもので造つてあること。</u></p> <p><u>(2) タンク容量の50パーセント以上収容できること。</u></p>				
3 4	2	1	コンクリート造等	コンクリート造にあつては、厚さ20センチメートル以上又はこれと同等以上の鉄筋コンクリートで造

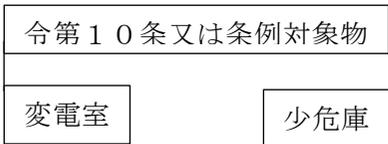
の5			のタンク室	り、タンク室には乾燥砂又は人工軽量骨材を充填するものである。
34	2	2	タンクに直接荷重	タンクに直接荷重がかからないようにとは、蓋の上部に車両等の荷重が加えられても直接タンクにその荷
の5			がかからない	重が加わらない構造を指すものであり、一般的には基礎と蓋との間に支柱を設ける方法がとられている。
34	2	4	漏れ又は変形しな	圧力タンク以外の地下タンクは、タンク検査済証のあるものを除き、埋設する前の水張り等試験成績書を
の5			いもの	付されたものであること。
34	2	5	損傷を防止するた	あて板を溶接する措置等をいう。
の5			めの措置	
34	2	1	火災予防上安全な	移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であつて火気を使用する設備が付近に設け
の6			場所	られていない場所等をいう。
34	2	3	これに相当する部	シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となつているクロスメンバー等
の6			分	をいう。
34	2	8	防護柵	マンホール・安全装置等の高さ以上に厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有
の6				する材料で山形の形状もしくは、これと同等以上の強度を有する型鋼のわく又は同等以上の防護がなされて
				いること。
34	2	9	排出口	配管の吐出口をいう。
の6				
34	2	9	直ちに閉鎖するこ	必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作が可能なも
の6			とができる弁等	のであること。
34	2	9	表示	容易に識別でき、かつ、見やすい位置に表示し、操作方法も表示すること。
の6				(例) 「緊急レバー手前に引く」・「緊急遮断弁」等

34 の6	1	3 4	<p>静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物</p>	<p>危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号ハ又はホでその対象としている特殊引火物、第一石油類、さく酸エステル類、クロールベンゾール、第二石油類等と同様である。</p>
34 の7	2		<p>基準によらないことが通常</p>	<p>実験又は消費する場合などであり、例えばアセチレンガスを発生させるため、カーバイトと水を接触させる場合や重油等を炎へバーナーで吹きつける場合など。</p>
34 の8			<p>維持管理</p>	<p>消防法で規定されている点検記録の保存等許可施設と同様の措置を必要とするものではない。</p>
35			<p>規定は適用しない</p>	<p>当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第37条に規定した。</p>
36			<p>同一の場所</p>	<p>危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を同一場所に分散して設ける場合の数量は、次のとおり扱うものとする。</p> <p>(1) 屋内で、設置間隔が20メートル以内のものは合算する。ただし、次の条件に適合する場合は、当該場所を一の貯蔵、取扱場所として差し支えない。</p> <p>ア 危険物を取り扱う設備（移送するための配管を除く。）の周囲に幅3メートル以上の屋内空地が保有されていること。ただし、当該設備から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（常時閉鎖式の特定防火設備に限る。以下イにおいて同じ。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合は、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の屋内空地が保有されていること。</p> <p>イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。</p> <p>(2) 屋外で、設置間隔が10メートル以内のもの（タンクを除く。）は合算する。</p>
37	1	1ア	<p>これと同等以上で</p>	<p>総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器と同一の意味</p>

			あると認められる 容器	また、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であると認められるときは、第38条の3の基準の特例を適用し、危険物の規制に関する規則第39条の3第1項ただし書と同様の扱いとすることができる。
37	2	1	防火上有効な塀	高さ2メートル以上の不燃材で作ったへいとし、可燃性液体類等施設の高さが2メートルを越える場合は、当該施設の高さ以上とする。
37	2	2	防火上有効な隔壁	不燃材料で作り、小屋裏に達した完全区画
37	2	3	規定を準用	当該可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に係る経過措置についても、指定数量未満の危険物について規定されている経過措置の効力が及ぶこととなる。
38	1	3	区分	※ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板～可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」別に規定のあるもののほかは1メートル以上の空間を保有すること。

品名	原綿	落綿	綿製品	人絹	わら	畳	米かます	肥料かます	荷造用むしろ	木毛	木材	和タンス	洋タンス	木炭	煉炭	タイヤ				縄															
																形状	一俵	一俵	一梱包		一束	一枚	一枚	一枚	一枚	一梱包	一石	一個の必要木材	一個の必要木材	一俵	一束	大型トラック	普通トラック	乗用車	単車
																																14P	10P	10P	5P
数量	180kg	40kg 60〃 80〃	3.75kg	150kg	11kg	22.5kg	2.5kg	2kg	1kg	15kg	0.27m ³	0.27m ³	0.16m ³	15kg	20kg	40kg	30kg	10kg	5kg	14kg															
38 の3	1	5	廃棄物固形化燃料	「廃棄物固形化燃料等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る運用について」による。																															
38	2	3	合成樹脂類	常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する合成樹脂類のうち一気圧において引火点が40度未満のものにあつては、消防法別表第1に掲げる第2類の項第9号の引火性固体に該当する。																															
38			基準の特例	前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、当該特例措置の適用にあつては、この点に十分留意し、統一的、客観的な運用に努めること。																															

40	1		防火対象物の存する場所のうち	防火対象物がある同一敷地内及び第1項第1号から第6号までの防火対象物が、単独又は他の用途と複合して存する場合を含む。			
40	1		次の各号に掲げる場所	第1項第1号の対象物については、延面積又は床面積が50平方メートルを超えるものとする。			
40	1		消火器	能力単位が1以上のもの。			
40	1	1	(16)項イに掲げる防火対象物	(16)項イの中に存する令別表第1(1)項ロ、(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項イ（自動車修理工場に 限る。）の部分だけを対象とする。			
40	2		一の消火器に至る歩行距離	防火対象物又はその部分の階ごとに算定する。			
			40条図解	(1)			
				<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>(4) 項</td></tr> <tr><td>(4) 項</td></tr> </table>	(4) 項	(4) 項	単独で存する場合で延面積が50平方メートルを超えるもの。 各階に1単位以上
(4) 項							
(4) 項							
			(2)	(4)項部分の床面積が50平方メートル以下の場合一般住宅 (4)項部分が必要でない。			
			40条図解	(4) 項 住宅	(16)項イ(4)項部分の床面積が50平方メートルを超える場合、 (4)項部分に1単位以上		
				(3)	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>(5) 項 ロ</td></tr> <tr><td>(4) 項</td></tr> </table>	(5) 項 ロ	(4) 項
(5) 項 ロ							
(4) 項							

		<p>40条図解</p> <p>40条図解</p>	<p>(4)</p>  <p>(5)</p> 	<p>(16)項イで(3)項、(4)項の各床面積が50平方メートルを超える場合、各階に1単位以上</p> <p>変電室は同一敷地内にあるもので、条例第40条第1項第3号に該当し、1個以上。ただし、少危庫は令第10条第1項第4号に該当するので建物に1単位。規則第6条第3項で少危に1単位以上となる。</p>
41	1	防火対象物に存する場所のうち	防火対象物の内部又は屋上。	
41	2	消火器に至る歩行距離	階層を有した場合も各部分から歩行距離が30メートル以下であればよい。	
41	3	法規則第7条第2項	1／2を減ずる規定であるが大型消火器を設置した場合は、第40条第1項第3号の消火器を不要とする。	
43	2	無人変電設備	監視人等が常時いない変電設備。	
45		消防の用に供することができる水利	有効水量20立方メートル以上のもの。ただし、次のいずれかに該当する構造で、防火対象物の付近に公設の消火栓又は防火水槽が消火活動上有効に設置されている場合は対象としないことができる。	
			(1) 有効に吸水することができない構造	

45			取水口	<p>(2) 施設利用者の水道使用に衛生上影響を及ぼすおそれのある構造</p> <p>消防隊用75ミリメートル口径、ネジ式牝金具を取付け、配管は100ミリメートル以上とする。取水口の標識は、火災予防条例等施行規則別表第1の採水口である。</p>
----	--	--	-----	--

別図

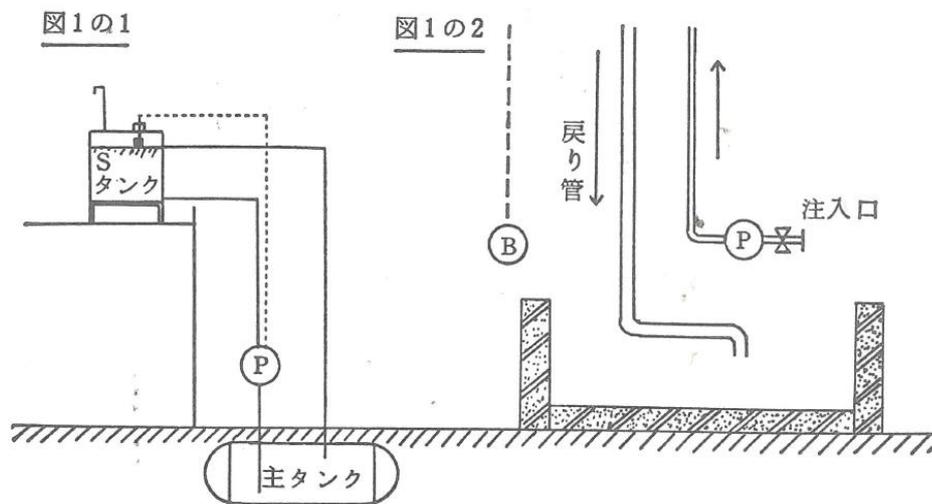
危険物を貯蔵又は取り扱うタンク等の漏れ、あふれ、又は飛散防止措置には、次のような方法等が考えられる。

1 原則として戻り管を有効に設けること。(図1の1、1の2)

(1) 戻り管は注入管よりおおむね1.5倍以上の口径であること。

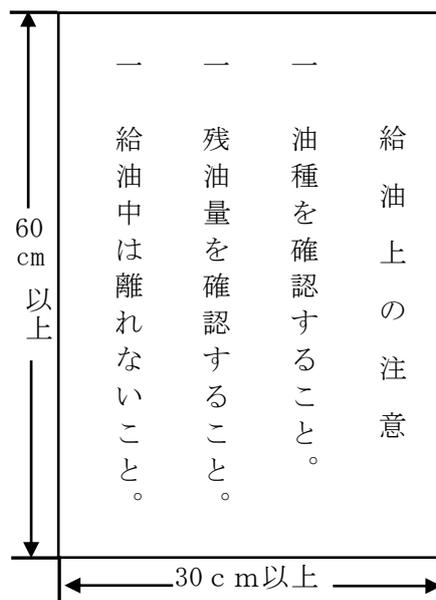
(2) 主タンク又は注入口等が当該タンクより低位置にあること。ただし、主タンクよりサービスタンクが、低位置にある場合は、強制戻しポンプによること。

(3) 戻り管の管末は主タンクに接続するか又は、ためます等が設けられていること。ただし、図1の2についてはフロート等に接続された音響装置により警報を発すること。



注入管を有するものの注入口について、漏油受け(図1の2)を設けるとともに標示(図1の3)を掲げること。

図1の3

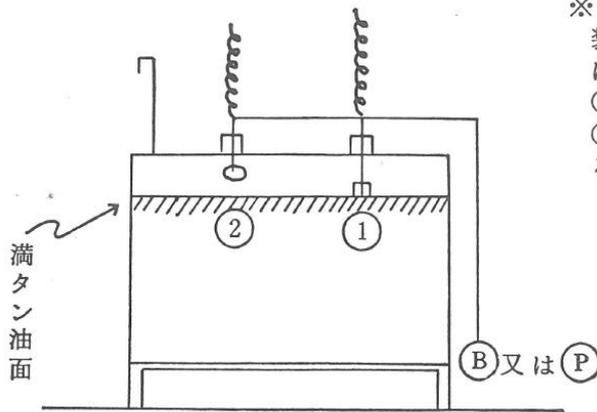


2 戻り管を設けられない場合は2以上の安全装置を設けること。

(1) 2個の安全装置がフロート式の場合は、フロートをそれぞれ別に設けるとともに、作動液面に差をつけること。(図2の1)

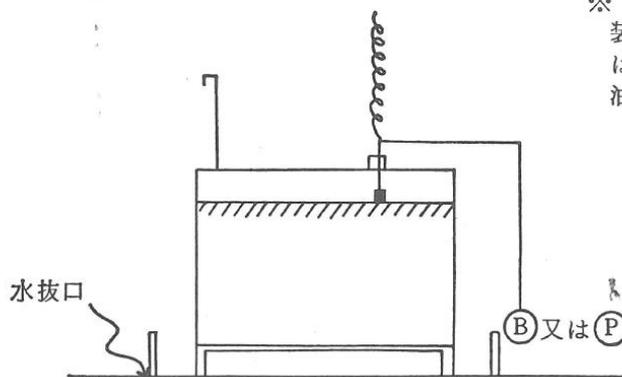
(2) 安全装置の1として第34条の4第2項第10号の指導基準による防油堤によることは差し支えない。(図2の2)

図2の1



※ フロートに接続された音響装置により警報を発するか又はポンプ停止をするものとし①のフロートが故障の場合は②のフロートによりカバーする。

図2の2



※ フロートに接続された音響装置により警報を発するか又はポンプ停止することと、防油堤を設ける。

3 危険物の注入が手動によるものであり、かつ危険物の注入量が視認できるものにあつては、安全装置を設けないことができる。

廃棄物固形化燃料等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る運用について

1 趣 旨

消防法及び危険物の規制に関する政令の改正に伴い、再生資源燃料が新たな指定可燃物として追加され、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準及び貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」という。）については、鹿児島市火災予防条例（昭和49年条例第50号。以下「条例」という。）の一部改正を行い、第38条及び第38条の2の規定に基づき規制することとなるが、第38条第1項第5号に規定する「再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）」の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等については、化学的知見も得られておらず、今後引き続き検証が加えられていくことから、第38条及び第38条の2の規定については、当分の間、以下のとおり運用するものとする。

2 再生資源燃料について

「再生資源燃料」は、条例別表第8備考5で「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。」と定義付けられているが、製造されるものの一部が燃料用途以外に使用されるものであってもこれらを含め、再生資源燃料に該当するものとする。

(1) 再生資源燃料に該当するとして考えられる代表的なものは、次の物品が挙げられる。

ア RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化され製造されたもので燃料用途に使用される。

イ RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維屑等を原料として成形、固化され製造されたもので燃料等の用途に使用される。

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合も有り）として製造され、燃料等の用途に使用される。

(2) 再生資源燃料に該当しない場合

指定可燃物の品名として指定されている合成樹脂類のタイヤ等を裁断して燃料とする場合、又は木材加工品及び木くずを成形して燃料とした場合など、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化を生じさせない場合。

3 廃棄物固形化燃料等について

「廃棄物固形化燃料等」は、第38条第1項第5号で「再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの」と定義付けられており、再生資源燃料の規定に加え、更に第38条第1項第5号、同条第2項第3号、第

4号及び第38条の2の規定を追加されることになるが、「廃棄物固形化燃料等」に該当するものとしては、次の品名がこれに該当するものとして取扱うこととする。

(1) RDF

(2) RDFと同種の危険性を生じるおそれのある物品で新たに製造されたもの

※ RPF及び汚泥乾燥・固形燃料と呼ばれるものであっても、水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものは「廃棄物固形化燃料等」に該当する。

4 共通事項について

再生資源燃料及び廃棄物固形化燃料等（以下「RDF等」という。）については、その物品の製造工程により組成成分が異なり、また、情報不足により安全対策の確立がなされていないこと等により、国からも具体的な基準等が示されていないため、条例の運用については、柔軟に、かつ、条例の規定に適合するよう、当該物品を貯蔵し、又は取り扱う者との十分な協議を行い、防火安全対策の確立を図るものとする。

5 各規定の運用について

第38条及び第38条2の規定については、以下のとおり運用するものとする。

なお、第38条第1項第1号から同条同項第4号まで及び同条第2項第1号から同条同項第3号については、それぞれ綿花類等及び合成樹脂類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等と同様であることから、本運用では省略する。

(1) 「第38条第1項第5号ア」について

水分量を、標準情報（TR）で規定されている10%以下のできる限り低い管理値に抑えるための措置を講じるものとする。

※ 標準情報（TR：Technical Report）とは、技術進歩の早い分野等でJIS制度を補完するための制度

(2) 「第38条第1項第5号イ」について

製造後のRDF等については、温度測定等により十分に冷却されていることを確認した後貯蔵するものとし、また他の施設で製造されたRDF等を受け入れて貯蔵する場合も同様とする。

(3) 「第38条第1項第5号ウ」について

現に存するRDF等の施設について、集積高さの規定については、条例付則第2条の経過措置に関する規定のとおりとするが、同条同項第2号の適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適正な拡大防止対策については、以下の措置が挙げられる。

ア RDF等は、長期保管により発熱発火のおそれがあることから、定期的（少なくとも3箇月に1回以上）に全量の掻き出しを実施する。

イ 崩れた形状のRDF等は表面積が大きくなり、発熱発火し易くなるため、崩れにくい形状を確保する。

ウ 雨水の浸入を防止し、通気・換気等の確保により周囲環境と比較して高温多湿状態となることを防止する。

エ 初期消火対策として、消火設備又は散水設備の設置、大量放水を必要とする場合に備えて、消火設備の補完設備としての連結散水設備による対応を図る。

(4) 「第38条第1項第5号エ」及び「第38条第2項第4号ア」について

貯蔵するRDF等の成分組成、施設の規模及び貯蔵方法等により、機器の種類及び設置数等は基準化できないことから、常にRDF等の状態を監視することができ、かつ、異常を早期に発見するために有効な機器等を適切に設置するものとする。

(5) 「第38条第2項第4号イ」について

数量の100倍以上のタンク又はサイロ等により貯蔵する場合の規定であるが、過去のRDF火災でもみられたように、タンク中心部に蓄熱され発火したことにより、消火が困難を極めたことから、タンク内のRDF等を迅速に排出して、タンク外で消火するために必要な構造とすることとしたものである。

構造については、タンクの形状等により異なることから、基準化できないが、迅速に排出できるタンク構造に加え、排出の方法、排出されたRDF等を消火するための空地等、及び仮貯蔵をするための場所の確保、並びに水利、消火水の汚水処理等についても検討するものとする。

なお、散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、前期の構造としなくてもよいが、RDF等のタンク火災を早期に鎮火させるには、大量の放水を必要とし、そのために水圧等でタンクが破裂するおそれもあることから、タンク外への排出、消火が有効であると考えられるため、努めて前記の構造についても指導すること。

(6) 「第38条の2」について

廃棄物固形化燃料等に限らず、同規定の危険性を有する他の指定可燃物も数量100倍以上の場合が当該規定の対象となるが、当該物品を貯蔵及び取り扱っている類似的な形態の施設における経験や知見に基づき、構成設備、取扱い工程等ごとに考えられる事故を想定し、その対策を図るものとする。

なお、当該規定は、貯蔵し、又は取り扱う者が自主的に措置するものであるが、当該規定の趣旨及び具体的な方法等について、確認するものとする。

加えて、日常の安全管理体制に係る対策の確保が必要であることから、次の事項も指導するものとする。

ア 専従の安全管理要員を確保し、当該安全管理要員に安全教育と災害時の対応について教育・訓練を実施する。

イ 従業員についても専従の当該安全管理要員と同様に安全教育・訓練を実施する。

6 その他

今後、新たな製品が開発され又は施設が設置される情報を得た場合は、予防課に報告すること。また産業廃棄物等保管場所警備計画の策定など警防対策についての検討を行うこと。

(参 考)

鹿児島市火災予防条例（関係分抜粋）

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第38条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略す)

(5) 再生資源燃料(別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合には、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) (略す)

(3) (略す)

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

第38条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定め

るもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

別表第8(第37条、第38条、第38条の2、第61条関係)

品名	数量
綿花類	200キログラム
(略す)	(略す)
再生資源燃料	1,000
(略す)	(略す)

備考

1～4 (略)

5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。